

親者ハ熊野社の本地仏とある合ハ一ノ所
マヤ別當坊といフもの古ハ今れあ
兼荒流とい見ハむ勝ハ古格を清き
リノ事

一大楯

三代実録貞觀七年九月六日宣制兼文ハ古事平家合
被必敵の大楯度索留といハ事あり

八日所村血中の東にあり今ハ村民の宅地
田畑とあて大楯といハ一村の名とあれり
上右楯禰亦を朝家よりあづり出之の志
一とをーとを日本書紀曰 成務天皇代
五年秋九月令諸国以国郡立造長縣邑

置稻置並賜楯亦以為表云々ハ氏八日所
十日所六日所村亦の惣名を在佐の所と云
在佐ハといハ稲年ハ是より就ハ延喜式
二十八ハ卷取るの条下に在佐十とあり
大楯村より八日所との地利を見るに大楯
村ハ在佐殿の楯ハ一とハ八日所十日所六日
所亦ハ大楯ハ一とハ下と見ハ一ハ正年
大楯村の地中より古さ又楯を堀出に地中
小切石亦多埋れてありとを被村より東
南りて平沢村といハあり山の麓ハ帝